

中華人民共和國對外貿易法（日本語訳）

出典：中国人大網（www.npc.gov.cn）掲載「中華人民共和國對外貿易法」（2025年12月27日第2次全面改正、2026年3月1日施行）

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202512/t20251227_450709.html

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

沿革：1994年5月12日第8期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で可決。2004年4月6日第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議で第1次全面改正。2016年11月7日第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議の「《中華人民共和國對外貿易法》等12の法律の改正に関する決定」により第1次一部改正。2022年12月30日第13期全国人民代表大会常務委員会第38回会議の「《中華人民共和國對外貿易法》の改正に関する決定」により第2次一部改正。2025年12月27日第14期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で第2次全面改正（2026年3月1日施行）。

第1章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】 为了推进高水平对外开放，推动对外贸易高质量发展，维护对外贸易秩序，保护对外贸易经营者合法权益，促进社会主义市场经济健康发展，维护国家主权、安全、发展利益，根据宪法，制定本法。

【訳文】 高水準の對外開放を推進し、對外貿易の質の高い発展を推し進め、對外貿易の秩序を維持し、對外貿易經營者の合法的な權益を保護し、社會主義市場經濟の健全な發展を促進し、國家の主權、安全及び發展の利益を守るため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第二条

【原文】本法适用于对外贸易以及与对外贸易有关的知识产权保护。

本法所称对外贸易，是指货物进出口、技术进出口和国际服务贸易。

【訳文】この法律は、対外貿易及び対外貿易に係る知的財産権の保護に適用する。
この法律において対外貿易とは、貨物の輸出入、技術の輸出入及び国際サービス貿易をいう。

第三条

【原文】对外贸易工作应当坚持服务国家经济社会发展，推进贸易强国建设。

【訳文】対外貿易の業務は、国の経済社会の発展に奉仕することを堅持し、貿易強国の建設を推進しなければならない。

第四条

【原文】国务院对外贸易主管部门依照本法主管全国对外贸易工作。

【訳文】国务院対外貿易主管部門は、この法律により全国の対外貿易の業務を主管する。

第五条

【原文】国家实行统一的对外贸易制度，鼓励发展对外贸易，维护公平、自由的对外贸易秩序。

【訳文】国は、統一的な対外貿易制度を実施し、対外貿易の発展を奨励し、公平かつ自由な対外貿易の秩序を維持する。

第六条

【原文】国家主动对接国际高标准经济贸易规则，积极参与国际经济贸易规则制定，维护多边贸易体制和公平公正的国际经济贸易秩序，扩大高标准自由贸易区网络，优化开放合作环境，推动建设开放型世界经济。

【訳文】国は、国際的な高水準の経済貿易ルールに主体的に適合させ、国際的な経済貿易ルールの制定に積極的に参加し、多角的貿易体制及び公平かつ公正な国際経済貿易秩序を守り、高水準の自由貿易区のネットワークを拡大し、開放と協力の環境を最適化し、開放型世界経済の建設を推し進める。

第七条

【原文】国家建立同国际通行规则衔接的贸易政策合规机制。

国务院部门、县级以上地方人民政府及其部门在制定涉及对外贸易、与对外贸易有关的知识产权等方面的政策措施时，应当按照国家有关规定开展贸易政策合规评估。

【訳文】国は、国際的に通用するルールと整合する貿易政策の適合性確保の仕組みを構築する。

国务院の部門並びに県級以上の地方人民政府及びその部門は、対外貿易、対外貿易に係る知的財産権等の分野に関わる政策措置を制定するときは、国の関係規定に従って貿易政策の適合性評価を行わなければならない。

第八条

【原文】中华人民共和国根据平等互利的原则，促进和发展同其他国家和地区的贸易关系，缔结或者参加关税同盟协定、自由贸易区协定等区域经济贸易协定，参加区域经济组织。

【訳文】中華人民共和国は、平等互惠の原則に基づき、その他の国及び地域との貿易関係を促進し及び発展させ、関税同盟協定、自由貿易区協定等の地域的経済貿易協定を締結し又はこれに加入し、地域的経済組織に参加する。

第九条

【原文】中华人民共和国在对外贸易方面根据所缔结或者参加的国际条约、协定，给予其他缔约方、参加方最惠国待遇、国民待遇等待遇，或者根据互惠、对等原则给予对方最惠国待遇、国民待遇等待遇。

【訳文】中華人民共和国は、対外貿易の分野において、締結し又は加入した国際条約及び協定に基づき、その他の締約国及び加入国に最恵国待遇、内国民待遇等の待遇を与え、又は互惠及び対等の原則に基づき相手方に最恵国待遇、内国民待遇等の待遇を与える。

第十条

【原文】任何国家或者地区在贸易方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者该地区采取相应的措施。

【訳文】いかなる国又は地域であっても、貿易の分野において中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限その他これに類する措置をとったときは、中華人民共和国は、実情に応じて当該国又は当該地域に対して相応の措置をとることができる。

第2章 對外貿易經營者（第二章 對外貿易經營者）

第十一條

【原文】本法所称对外贸易经营者，是指依法办理经营主体登记或者其他执业手续，依照本法和其他有关法律、行政法规的规定从事对外贸易活动的个人、组织。

【訳文】この法律において對外貿易經營者とは、法により經營主体登記その他の業務手続をし、この法律その他の関係法律及び行政法規の規定に従って對外貿易活動に従事する個人及び組織をいう。

第十二條

【原文】从事对外劳务合作，应当依法取得对外劳务合作经营资格。具体办法由国务院规定。从事对外承包工程，应当按照国家有关规定进行备案；法律、行政法规规定需要经过批准的，依照有关规定。

【訳文】對外勞務協力に従事するときは、法により對外勞務協力の經營資格を取得しなければならない。具体的な弁法は、國務院が定める。

對外工事請負に従事するときは、国の関係規定に従って届出をしなければならない。法律又は行政法規により承認を要すると定められているときは、関係規定による。

第十三條

【原文】国家可以对部分货物的进出口实行国营贸易管理。实行国营贸易管理货物的进出口业务只能由经授权的企业经营；但是，国家允许部分数量的国营贸易管理货物的进出口业务由非授权企业经营的除外。

实行国营贸易管理的货物和经授权经营企业的目录，由国务院对外贸易主管部门会同国务院其他有关部门制定、调整并发布。

违反本条第一款规定，擅自进出口实行国营贸易管理的货物的，海关不予放行。

【訳文】国は、一部の貨物の輸出入について国営貿易管理を実施することができる。国営貿易管理を実施する貨物の輸出入業務は、授權を受けた企業に限り經營することができる。ただし、国が国営貿易管理貨物の一部の数量の輸出入業務を授權を受けていない企業が經營することを認めるときは、この限りでない。

国営貿易管理を実施する貨物及び授權を受けて經營する企業の目録は、國務院對外貿易主管部門が國務院のその他の関係部門と共同して制定し、調整し、公布する。

本条第1項の規定に違反して、国営貿易管理を実施する貨物を無断で輸出入したときは、税関は通関を許可しない。

第十四条

【原文】对外贸易经营者可以接受他人的委托，在经营范围内代为办理对外贸易业务。

【訳文】對外貿易經營者は、他人の委託を受け、經營範囲内において對外貿易業務を代行することができる。

第十五条

【原文】对外贸易经营者应当按照国务院对外贸易主管部门或者国务院其他有关部门依法作出的规定，向有关部门提交与其对外贸易经营活动有关的文件及资料。有关部门应当为提供者保守商业秘密。

【訳文】對外貿易經營者は、國務院對外貿易主管部門又は國務院のその他の関係部門が法により定めたところに従い、関係部門に対し、その對外貿易經營活動に関係する文書及び資料を提出しなければならない。関係部門は、提出者のために営業秘密を守らなければならない。

第3章 貨物の輸出入及び技術の輸出入（第三章 货物进出口与技术进出口）

第十六条

【原文】国家准许货物与技术的自由进出口。但是，法律、行政法规另有规定的除外。

【訳文】国は、貨物及び技術の自由な輸出入を許容する。ただし、法律又は行政法規に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第十七条

【原文】国务院对外贸易主管部门基于监测进出口情况的需要，可以对部分自由进出口的货物实行进出口自动许可并发布其目录。

实行自动许可的进出口货物，收货人、发货人在办理海关报关手续前提出自动许可申请的，国务院对外贸易主管部门或者其委托的机构应当予以许可；海关凭提交的自动许可证明，办理验放手续。

进出口属于自由进出口的技术，应当向国务院对外贸易主管部门或者其委托的机构办理合同备案登记。

【訳文】國務院對外貿易主管部門は、輸出入の状況を監視する必要に基づき、自由に輸出入できる一部の貨物について輸出入の自動許可を実施し、その目録を公布することができる。

自動許可を実施する輸出入貨物について、荷受人又は荷送人が税関の通関申告手続をする前に自動許可を申請したときは、国务院対外貿易主管部門又はその委託を受けた機構は、許可しなければならない。税関は、提出された自動許可証明に基づき、検査及び通関の手続をする。

自由な輸出入に属する技術を輸出入するときは、国务院対外貿易主管部門又はその委託を受けた機構で契約の届出登記をしなければならない。

第十八条

【原文】国家基于下列原因，可以禁止或者限制有关货物、技术进出口，或者采取其他必要的措施：

- （一）为维护国家安全、社会公共利益或者公共道德的；
- （二）为保护人的健康或者安全，保护动物、植物的生命或者健康，保护环境的；
- （三）为实施与黄金或者白银进出口有关的措施的；
- （四）国内供应短缺或者为有效保护可能用竭的自然资源的；
- （五）输往国家或者地区的市场容量有限的；
- （六）出口秩序出现严重混乱的；
- （七）为建立或者加快建立国内特定产业的；
- （八）对任何形式的农业、畜牧业、渔业产品有必要限制进口的；
- （九）为保障国家国际金融地位和国际收支平衡的；
- （十）依照法律、行政法规的规定，其他需要禁止或者限制有关货物、技术进出口，或者采取其他必要措施的；
- （十一）根据中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定的规定，其他需要禁止或者限制有关货物、技术进出口，或者采取其他必要措施的；
- （十二）其他需要禁止或者限制有关货物、技术进出口，或者采取其他必要措施的。

【訳文】国は、次に掲げる理由に基づき、関係する貨物若しくは技術の輸出入を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- （1）国家の安全、社会の公共の利益又は公衆道徳を守るため
- （2）人の健康若しくは安全を保護し、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境を保護するため
- （3）金又は銀の輸出入に関係する措置を実施するため
- （4）国内の供給が不足しているため、又は枯渇するおそれのある天然資源を有効に保護するため
- （5）輸出先の国又は地域の市場容量が限られているため
- （6）輸出秩序に深刻な混乱が生じたため
- （7）国内の特定産業を確立し、又はその確立を加速するため

（8）いかなる形態の農業、畜産業又は漁業の産品についても輸入を制限する必要があるため

（9）国家の国際金融上の地位及び国際収支の均衡を確保するため

（10）法律又は行政法規の規定により、その他関係する貨物若しくは技術の輸出入を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとる必要があるため

（11）中華人民共和国が締結し又は加入した国際条約又は協定の規定により、その他関係する貨物若しくは技術の輸出入を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとる必要があるため

（12）その他関係する貨物若しくは技術の輸出入を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとる必要があるため

第十九条

【原文】国家对与裂变、聚变物质或者衍生此类物质的物质有关的货物、技术进出口，以及与武器、弹药或者其他军用物资有关的进出口，可以采取任何必要的措施维护国家安全。在战时或者国际关系中的其他紧急情况下，或者为维护国际和平与安全，国家在货物、技术进出口方面可以采取任何必要的措施。

【訳文】国は、核分裂性若しくは核融合性の物質又はこれらの物質を派生させる物質に関係する貨物及び技術の輸出入並びに武器、弾薬その他の軍用物資に関係する輸出入について、国家の安全を守るためにあらゆる必要な措置をとることができる。戦時その他国際関係における緊急事態において、又は国際の平和及び安全を維持するため、国は、貨物及び技術の輸出入の分野においてあらゆる必要な措置をとることができる。

第二十条

【原文】国务院对外贸易主管部门会同国务院其他有关部门，依照本法第十八条和第十九条的规定，制定、调整并发布禁止或者限制进出口的货物、技术目录。

国务院对外贸易主管部门或者由其会同国务院其他有关部门，经国务院批准，可以在本法第十八条和第十九条规定的范围内，临时决定禁止或者限制前款规定目录以外的特定货物、技术的进出口。

【訳文】国务院对外贸易主管部门は、国务院のその他の関係部門と共同して、この法律第18条及び第19条の規定により、輸出入を禁止し又は制限する貨物及び技術の目録を制定し、調整し、公布する。

国务院对外贸易主管部门又は国务院对外贸易主管部门と共同して国务院のその他の関係部門は、国务院の承認を得て、この法律第18条及び第19条に定める範囲内において、前項に定める目録以外の特定の貨物又は技術の輸出入を禁止し又は制限することを臨時に決定することができる。

第二十一条

【原文】国家对限制进出口的货物，实行配额、许可证等方式管理；对限制进出口的技术，实行许可证管理。

实行配额、许可证管理的货物、技术，应当按照国务院规定经国务院对外贸易主管部门或者经其会同国务院其他有关部门许可，方可进口或者出口。

国家对部分进出口货物可以实行关税配额管理。

【訳文】国は、輸出入を制限する貨物について割当、許可証等の方法による管理を実施し、輸出入を制限する技術について許可証管理を実施する。

割当又は許可証による管理を実施する貨物及び技術は、国務院の規定に従い、国務院對外貿易主管部門の許可又は国務院對外貿易主管部門が国務院のその他の關係部門と共同して行う許可を得て、初めて輸入し又は輸出することができる。

国は、一部の輸出入貨物について関税割当管理を実施することができる。

第二十二条

【原文】进出口货物配额、关税配额，由国务院对外贸易主管部门或者国务院其他有关部门在各自的职责范围内，按照公开、公平、公正和效益的原则进行分配。具体办法由国务院规定。

【訳文】輸出入貨物の割当及び関税割当は、国務院對外貿易主管部門又は国務院のその他の關係部門が、それぞれの職責の範囲内において、公開、公平、公正及び効率の原則に従って配分する。具体的な弁法は、国務院が定める。

第二十三条

【原文】对外贸易经营者可以依法开展加工贸易，进口全部或者部分料件，经加工、装配或者维修后将制成品复出口。

国家对加工贸易货物有禁止或者限制规定的，对外贸易经营者应当遵守。国务院对外贸易主管部门会同国务院其他有关部门制定、调整并发布加工贸易禁止、限制类货物目录。

加工贸易进口料件或者制成品无法复出口的，可以依法转为内销。转为内销的加工贸易进口料件或者制成品，属于实行配额、许可证管理或者关税配额管理货物的，应当取得配额证明、许可证或者关税配额证明。

【訳文】對外貿易經營者は、法により加工貿易を行い、原材料及び部品の全部又は一部を輸入し、加工、組立て又は修理をした後に完成品を再輸出することができる。

国が加工貿易貨物について禁止又は制限の規定を設けているときは、對外貿易經營者はこれを遵守しなければならない。国務院對外貿易主管部門は、国務院のその他の關係部門と共同して、加工貿易の禁止類及び制限類の貨物の目録を制定し、調整し、公布する。

加工貿易の輸入原材料・部品又は完成品を再輸出することができないときは、法により国内販売に転換することができる。国内販売に転換する加工貿易の輸入原材料・部品又は完成品が、割当、許可証管理又は関税割当管理を実施する貨物に属するときは、割当証明、許可証又は関税割当証明を取得しなければならない。

第二十四条

【原文】国家实行统一的商品合格评定制度，进出口商品的认证、检验、检疫依照有关法律、行政法规的规定进行。

【訳文】国は、統一的な商品適合性評価制度を実施し、輸出入商品の認証、検査及び検疫は、関係法律及び行政法規の規定に従って行う。

第二十五条

【原文】国家对进出口货物进行原产地管理。进出口货物原产地的具体确定，依照有关法律和国务院及其有关部门的规定执行。

【訳文】国は、輸出入貨物について原産地管理を行う。輸出入貨物の原産地の具体的な確定は、関係法律並びに国务院及びその関係部門の規定に従って行う。

第二十六条

【原文】对文物和野生动物、植物及其制品等，其他法律、行政法规有禁止或者限制进出口规定的，依照有关法律、行政法规的规定执行。

【訳文】文化財並びに野生動物及び植物並びにその製品等について、その他の法律又は行政法規に輸出入を禁止し又は制限する規定があるときは、関係法律及び行政法規の規定に従って行う。

第4章 国際サービス貿易（第四章 国际服务贸易）

第二十七条

【原文】国家鼓励以跨境交付、境外消费、商业存在、自然人移动等各种模式开展国际服务贸易。

【訳文】国は、国境を越える提供、国外消費、商業拠点、自然人の移動等の各種の態様により国際サービス貿易を行うことを奨励する。

第二十八条

【原文】国务院对外贸易主管部门和国务院其他有关部门，依照本法和其他有关法律、行政法规的规定，对国际服务贸易进行管理。

【訳文】国務院対外貿易主管部門及び国務院のその他の関係部門は、この法律その他の関係法律及び行政法規の規定に従い、国際サービス貿易を管理する。

第二十九条

【原文】国家基于下列原因，可以禁止或者限制有关的国际服务贸易，或者采取其他必要的措施：

- （一）为维护国家安全、社会公共利益或者公共道德的；
- （二）为保护人的健康或者安全，保护动物、植物的生命或者健康，保护环境的；
- （三）为建立或者加快建立国内特定服务产业的；
- （四）为保障国家外汇收支平衡的；
- （五）依照法律、行政法规的规定，其他需要禁止或者限制有关的国际服务贸易，或者采取其他必要措施的；
- （六）根据中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定的规定，其他需要禁止或者限制有关的国际服务贸易，或者采取其他必要措施的；
- （七）其他需要禁止或者限制有关的国际服务贸易，或者采取其他必要措施的。

【訳文】国は、次に掲げる理由に基づき、関係する国際サービス貿易を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- （1）国家の安全、社会の公共の利益又は公衆道徳を守るため
- （2）人の健康若しくは安全を保護し、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境を保護するため
- （3）国内の特定のサービス産業を確立し、又はその確立を加速するため
- （4）国家の外貨収支の均衡を確保するため
- （5）法律又は行政法規の規定により、その他関係する国際サービス貿易を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとる必要があるため
- （6）中華人民共和国が締結し又は加入した国際条約又は協定の規定により、その他関係する国際サービス貿易を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとる必要があるため
- （7）その他関係する国際サービス貿易を禁止し若しくは制限し、又はその他の必要な措置をとる必要があるため

第三十条

【原文】国家对与军事有关的国际服务贸易，以及与裂变、聚变物质或者衍生此类物质的物质有关的国际服务贸易，可以采取任何必要的措施维护国家安全。

在战时或者国际关系中的其他紧急情况下，或者为维护国际和平与安全，国家在国际服务贸易方面可以采取任何必要的措施。

【訳文】国は、軍事に関係する国際サービス貿易並びに核分裂性若しくは核融合性の物質又はこれらの物質を派生させる物質に関係する国際サービス貿易について、国家の安全を守るためにあらゆる必要な措置をとることができる。

戦時その他国際関係における緊急事態において、又は国際の平和及び安全を維持するため、国は、国際サービス貿易の分野においてあらゆる必要な措置をとることができる。

第三十一条

【原文】国家对境外服务提供者以跨境交付、境外消费、自然人移动模式开展国际服务贸易（以下统称跨境服务贸易）实行跨境服务贸易负面清单管理制度。

国务院对外贸易主管部门会同国务院其他有关部门制定、调整并发布跨境服务贸易负面清单。境外服务提供者以商业存在模式开展国际服务贸易的，应当遵守《中华人民共和国外商投资法》等法律、行政法规的规定。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对开展国际服务贸易有更优惠规定的，可以按照有关规定执行。

【訳文】国は、境外のサービス提供者が国境を越える提供、国外消費又は自然人の移動の態様により行う国際サービス貿易（以下「越境サービス貿易」と総称する。）について、越境サービス貿易ネガティブリスト管理制度を実施する。

國務院對外貿易主管部門は、國務院のその他の関係部門と共同して、越境サービス貿易ネガティブリストを制定し、調整し、公布する。

境外のサービス提供者が商業拠点の態様により国際サービス貿易を行うときは、《中華人民共和国外商投資法》等の法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。

中華人民共和國が締結し又は加入した国際条約又は協定に国際サービス貿易の実施についてより優遇的な規定があるときは、関係規定に従って行うことができる。

第5章 対外貿易に関係する知的財産権の保護（第五章 与对外贸易有关的知识产权保护）

第三十二条

【原文】国家加强与对外贸易有关的知识产权保护，依照有关知识产权的法律、行政法规，保护与对外贸易有关的知识产权。

进口货物侵犯知识产权，并危害对外贸易秩序的，国务院对外贸易主管部门可以采取在一定期限内禁止侵权人生产、销售的有关货物进口等措施。

【訳文】国は、対外貿易に関係する知的財産権の保護を強化し、知的財産権に関する法律及び行政法規に従い、対外貿易に関係する知的財産権を保護する。

輸入貨物が知的財産権を侵害し、かつ、対外貿易の秩序に危害を及ぼすときは、国务院对外贸易主管部门は、一定の期間内、侵害者が生産し又は販売する関係貨物の輸入を禁止する等の措置をとることができる。

第三十三条

【原文】国家开展与对外贸易有关的知识产权国际交流合作，积极推进与对外贸易有关的知识产权对外谈判，建立健全海外知识产权预警和维权援助信息平台，提升对外贸易经营者知识产权合规水平和风险应对能力。

【訳文】国は、対外貿易に関係する知的財産権の国際的な交流及び協力を行い、対外貿易に関係する知的財産権の対外交渉を積極的に推進し、海外における知的財産権の早期警戒及び権利保護支援の情報プラットフォームを構築し整備し、対外貿易経営者の知的財産権に関するコンプライアンス水準及びリスク対応能力を向上させる。

第三十四条

【原文】知识产权权利人有阻止被许可人对许可合同中的知识产权的有效性提出质疑、进行强制性一揽子许可、在许可合同中规定排他性返授条件等行为，并危害对外贸易公平竞争秩序的，国务院对外贸易主管部门可以采取必要的措施消除危害。

【訳文】知的財産権者が、実施権者がライセンス契約中の知的財産権の有効性について異議を述べることを阻止し、強制的な一括ライセンスを行い、ライセンス契約中に排他的なグラントバック条件を定める等の行為をし、かつ、対外貿易における公正な競争秩序に危害を及ぼすときは、国务院对外贸易主管部门は、危害を除去するために必要な措置をとることができる。

第三十五条

【原文】其他国家或者地区在知识产权保护方面未给予中华人民共和国的个人、组织国民待遇，或者不能对来源于中华人民共和国的货物、技术或者服务提供充分有效的知识产权保护的，国务院对外贸易主管部门可以依照本法和其他有关法律、行政法规的规定，并根据中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定，对该国家或者该地区的对外贸易采取必要的措施。

【訳文】その他の国又は地域が、知的財産権の保護の分野において中華人民共和国の個人及び組織に内国民待遇を与えず、又は中華人民共和国を原産とする貨物、技術若しくはサービスに対して十分かつ有効な知的財産権の保護を提供することができないときは、国务院对外贸易主管部门は、この法律その他の関係法律及び行政法規の規定に従い、かつ、中華人民共和国が締結し又は加入した国際条約及び協定に基づき、当該国又は当該地域との対外貿易について必要な措置をとることができる。

第6章 対外貿易の秩序（第六章 対外貿易秩序）

第三十六条

【原文】在对外贸易活动中，不得违反有关反垄断、反不正当竞争法律、行政法规的规定实施垄断或者不正当竞争行为。

在对外贸易活动中实施垄断或者不正当竞争行为，危害市场公平竞争的，依照有关反垄断、反不正当竞争法律、行政法规的规定处理。

【訳文】対外貿易活動においては、独占禁止及び不正競争防止に関する法律及び行政法規の規定に違反して独占行為又は不正競争行為をしてはならない。

対外貿易活動において独占行為又は不正競争行為をし、市場の公正な競争に危害を及ぼしたときは、独占禁止及び不正競争防止に関する法律及び行政法規の規定により処理する。

第三十七条

【原文】在对外贸易活动中，不得有下列行为：

- （一）伪造、变造进出口货物原产地标记，伪造、变造或者买卖进出口货物原产地证书、进出口配额证明、进出口许可证、关税配额证明或者其他进出口证明文件；
- （二）逃避缴纳出口应征国内环节税，骗取出口退税；
- （三）走私；
- （四）逃避法律、行政法规规定的认证、检验、检疫；
- （五）违反法律、行政法规规定的其他行为。

【訳文】対外貿易活動においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）輸出入貨物の原産地表示を偽造し若しくは変造し、又は輸出入貨物の原産地証明書、輸出入割当証明、輸出入許可証、関税割当証明その他の輸出入証明文書を偽造し、変造し若しくは売買すること。
- （2）輸出に際して徴収すべき国内段階の税の納付を免れ、又は輸出還付税を詐取すること。
- （3）密輸
- （4）法律又は行政法規に定める認証、検査又は検疫を免れること。
- （5）法律又は行政法規の規定に違反するその他の行為

第三十八条

【原文】对外贸易经营者在对外贸易活动中，应当遵守海关监督管理、外汇管理、数据安全保护等有关规定。

【訳文】対外貿易経営者は、対外貿易活動において、税関の監督管理、外貨管理、データの安全保護等に関する規定を遵守しなければならない。

第三十九条

【原文】违反本法规定，危害对外贸易秩序的，国务院对外贸易主管部门可以向社会公告，并采取必要的措施消除危害。

【訳文】この法律の規定に違反して対外貿易の秩序に危害を及ぼしたときは、国務院対外貿易主管部門は、社会に対して公告し、かつ、危害を除去するために必要な措置をとることができる。

第四十条

【原文】国务院对外贸易主管部门可以对有下列情形之一的境外个人、组织，采取禁止或者限制其与中华人民共和国有关的货物、技术进出口以及国际服务贸易等措施：

- （一）危害中华人民共和国主权、安全、发展利益；
- （二）违反正常的市场交易原则，中断与中华人民共和国个人、组织的正常交易，严重损害中华人民共和国个人、组织合法权益；
- （三）对中华人民共和国个人、组织采取歧视性措施，严重损害中华人民共和国个人、组织合法权益。

任何个人、组织不得为规避前款规定措施的行为，提供代理、货运、寄递、报关、仓储、第三方交易平台服务等支持、协助、便利。

【訳文】国務院対外貿易主管部門は、次のいずれかに該当する境外の個人又は組織に対し、中華人民共和国に係る貨物及び技術の輸出入並びに国際サービス貿易等を禁止し又は制限する措置をとることができる。

- （1）中華人民共和国の主権、安全又は発展の利益に危害を及ぼすとき。
 - （2）正常な市場取引の原則に違反して、中華人民共和国の個人又は組織との正常な取引を中断し、中華人民共和国の個人又は組織の合法的な権益を著しく損なうとき。
 - （3）中華人民共和国の個人又は組織に対して差別的な措置をとり、中華人民共和国の個人又は組織の合法的な権益を著しく損なうとき。
- いかなる個人及び組織も、前項に定める措置を回避する行為のために、代理、貨物運送、郵送・配送、通関申告、倉庫保管、第三者取引プラットフォームサービス等の支援、協力又は便宜を提供してはならない。

第 7 章 対外貿易調査（第七章 对外贸易调查）

第四十一条

【原文】为了维护对外贸易秩序，国务院对外贸易主管部门可以自行或者会同国务院其他有关部门，依照法律、行政法规的规定对下列事项进行调查：

- （一）货物进出口、技术进出口、国际服务贸易对国内产业及其竞争力的影响；
- （二）有关国家或者地区与贸易有关的壁垒；
- （三）为确定是否应当依法采取反倾销、反补贴或者保障措施等对外贸易救济措施，需要调查的事项；
- （四）规避对外贸易救济措施的行为；
- （五）对外贸易中有关国家安全利益的事项；
- （六）为执行本法第十条、第三十二条第二款、第三十四条、第三十五条的规定，需要调查的事项；
- （七）其他影响对外贸易秩序，需要调查的事项。

【訳文】対外貿易の秩序を維持するため、国務院対外貿易主管部門は、単独で又は国務院のその他の関係部門と共同して、法律及び行政法規の規定に従い、次に掲げる事項について調査を行うことができる。

- （1）貨物の輸出入、技術の輸出入及び国際サービス貿易が国内産業及びその競争力に及ぼす影響
- （2）関係する国又は地域の貿易に係る障壁
- （3）ダンピング防止、補助金相殺又はセーフガード等の対外貿易救済措置を法によりとるべきかどうかを確定するために調査を要する事項
- （4）対外貿易救済措置を回避する行為
- （5）対外貿易における国家の安全の利益に係る事項
- （6）この法律第 10 条、第 32 条第 2 項、第 34 条及び第 35 条の規定を執行するために調査を要する事項

(7) その他対外貿易の秩序に影響を及ぼし、調査を要する事項

第四十二条

【原文】启动对外贸易调查，由国务院对外贸易主管部门发布公告。

调查可以采取书面问卷、召开听证会、实地调查、委托调查等方式进行。

国务院对外贸易主管部门根据调查结果，提出调查报告或者作出处理裁定，并发布公告。

【訳文】対外貿易調査の開始は、國務院対外貿易主管部門が公告する。

調査は、書面による質問票、公聴会の開催、実地調査、委託調査等の方法により行うことができる。

國務院対外貿易主管部門は、調査の結果に基づき、調査報告を提出し又は処理の裁定をし、かつ、公告する。

第四十三条

【原文】有关个人、组织应当对对外贸易调查给予配合、协助。

国务院对外贸易主管部门和国务院其他有关部门及其工作人员不得泄露或者非法向他人提供在对外贸易调查过程中知悉的国家秘密、工作秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息。

【訳文】関係する個人及び組織は、対外貿易調査に協力し及び援助しなければならない。

國務院対外貿易主管部門及び國務院のその他の関係部門並びにその職員は、対外貿易調査の過程で知り得た国家秘密、業務上の秘密、営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を漏洩し、又は不法に他人に提供してはならない。

第8章 対外貿易救済（第八章 对外贸易救济）

第四十四条

【原文】国家根据对外贸易调查结果，可以采取适当的对外贸易救济措施。

【訳文】国は、対外貿易調査の結果に基づき、適切な対外貿易救済措置をとることができる。

第四十五条

【原文】其他国家或者地区的产品以低于正常价值的倾销方式进入我国市场，对已建立的国内产业造成实质损害或者产生实质损害威胁，或者对建立国内产业造成实质阻碍的，国家可以采取反倾销措施，消除或者减轻这种损害或者损害的威胁或者阻碍。

【訳文】 その他の国又は地域の産品が正常価額を下回るダンピングの方法によりわが国の市場に進入し、既存の国内産業に実質的な損害を与え若しくは実質的な損害のおそれを生じさせ、又は国内産業の確立を実質的に妨げるときは、国は、ダンピング防止措置をとり、当該損害若しくは損害のおそれ又は妨げを除去し又は軽減することができる。

第四十六条

【原文】 其他国家或者地区的产品以低于正常价值出口至第三国市场，对我国已建立的国内产业造成实质损害或者产生实质损害威胁，或者对我国建立国内产业造成实质阻碍的，应国内产业的申请，国务院对外贸易主管部门可以与该第三国政府进行磋商，要求其采取适当的措施。

【訳文】 その他の国又は地域の産品が正常価額を下回って第三国の市場に輸出され、わが国の既存の国内産業に実質的な損害を与え若しくは実質的な損害のおそれを生じさせ、又はわが国の国内産業の確立を実質的に妨げるときは、国内産業の申請に応じて、国务院对外贸易主管部门は、当該第三国の政府と協議し、適切な措置をとるよう求めることができる。

第四十七条

【原文】 进口的产品直接或者间接地接受出口国家或者地区给予的任何形式的专向性补贴，对已建立的国内产业造成实质损害或者产生实质损害威胁，或者对建立国内产业造成实质阻碍的，国家可以采取反补贴措施，消除或者减轻这种损害或者损害的威胁或者阻碍。

【訳文】 輸入産品が輸出国又は地域から直接又は間接に与えられたいかなる形態の特定性のある補助金を受け、既存の国内産業に実質的な損害を与え若しくは実質的な損害のおそれを生じさせ、又は国内産業の確立を実質的に妨げるときは、国は、補助金相殺措置をとり、当該損害若しくは損害のおそれ又は妨げを除去し又は軽減することができる。

第四十八条

【原文】 因进口产品数量大量增加，对生产同类产品或者与其直接竞争的产品的国内产业造成严重损害或者严重损害威胁的，国家可以采取必要的保障措施，消除或者减轻这种损害或者损害的威胁，并可以对该产业提供必要的支持。

【訳文】 輸入産品の数量が大量に増加したことにより、同種の産品又はこれと直接競合する産品を生産する国内産業に重大な損害を与え、又は重大な損害のおそれを生じさせたときは、国は、必要なセーフガード措置をとり、当該損害又は損害のおそれを除去し又は軽減することができる、かつ、当該産業に必要な支援を提供することができる。

第四十九条

【原文】因其他国家或者地区的服务提供者向我国提供的服务增加，对提供同类服务或者与其直接竞争的服务的国内产业造成损害或者产生损害威胁的，国家可以采取必要的救济措施，消除或者减轻这种损害或者损害的威胁。

【訳文】その他の国又は地域のサービス提供者がわが国に提供するサービスが増加したことにより、同種のサービス又はこれと直接競合するサービスを提供する国内産業に損害を与え、又は損害のおそれを生じさせたときは、国は、必要な救済措置をとり、当該損害又は損害のおそれを除去し又は軽減することができる。

第五十条

【原文】因第三国限制进口而导致某种产品进入我国市场的数量大量增加，对已建立的国内产业造成损害或者产生损害威胁，或者对建立国内产业造成阻碍的，国家可以采取必要的救济措施，限制该产品进口。

【訳文】第三国が輸入を制限したことによりある製品のわが国の市場への進入の数量が大量に増加し、既存の国内産業に損害を与え若しくは損害のおそれを生じさせ、又は国内産業の確立を妨げるときは、国は、必要な救済措置をとり、当該製品の輸入を制限することができる。

第五十一条

【原文】与中华人民共和国缔结或者共同参加经济贸易条约、协定的国家或者地区，违反条约、协定的规定，使中华人民共和国根据该条约、协定享有的利益丧失或者受损，或者阻碍条约、协定目标实现的，中华人民共和国政府有权要求有关国家或者地区政府终止上述行为、采取适当的补救措施，并可以根据有关条约、协定中止或者终止履行相关义务。

有关条约、协定规定的争端解决机制无法正常运转，使中华人民共和国根据该条约、协定享有的利益丧失或者受损，或者条约、协定目标无法实现的，中华人民共和国政府可以根据实际情况采取相应的措施。

【訳文】中華人民共和国と経済貿易条約又は協定を締結し又は共に加入している国又は地域が、条約又は協定の規定に違反し、中華人民共和国が当該条約又は協定に基づいて享受する利益を喪失させ若しくは損ない、又は条約若しくは協定の目的の実現を妨げるときは、中華人民共和国政府は、関係する国又は地域の政府に対し、上記の行為を中止し、適切な救済措置をとるよう求める権利を有し、かつ、関係する条約又は協定に基づき関連する義務の履行を停止し又は終了することができる。

関係する条約又は協定に定める紛争解決の仕組みが正常に機能せず、中華人民共和国が当該条約又は協定に基づいて享受する利益を喪失させ若しくは損ない、又は条約若しくは協定の

目的を実現することができないときは、中華人民共和国政府は、実情に応じて相応の措置をとることができる。

第五十二条

【原文】国务院对外贸易主管部门依照本法和其他有关法律的规定，进行对外贸易的双边或者多边磋商、谈判和争端的解决工作。

【訳文】国務院對外貿易主管部門は、この法律その他の関係法律の規定に従い、對外貿易の二国間又は多国間の協議、交渉及び紛争解決の業務を行う。

第五十三条

【原文】国务院对外贸易主管部门和国务院其他有关部门应当建立健全货物进出口、技术进出口和国际服务贸易的预警应急机制，应对对外贸易中的突发和异常情况，维护国家经济安全。国务院对外贸易主管部门根据需要开展对有关国家或者地区的贸易政策评估。

【訳文】国務院對外貿易主管部門及び国務院のその他の関係部門は、貨物の輸出入、技術の輸出入及び国際サービス貿易の早期警戒・緊急対応の仕組みを構築し整備し、對外貿易における突発的及び異常な事態に対応し、国家の経済安全を守らなければならない。国務院對外貿易主管部門は、必要に応じて関係する国又は地域の貿易政策の評価を行う。

第五十四条

【原文】国家对规避本法规定的对外贸易救济措施的行为，可以采取调整本法第四十五条至第五十一条规定的对外贸易救济措施等必要的反规避措施。

【訳文】国は、この法律に定める對外貿易救済措置を回避する行為に対し、この法律第 45 条から第 51 条までに定める對外貿易救済措置の調整等の必要な迂回防止措置をとることができる。

第五十五条

【原文】为应对贸易风险和贸易环境变化的影响，有关人民政府可以根据需要建立符合世界贸易组织规则等的贸易调整援助制度，积极开展贸易调整援助工作，稳定产业链、供应链。

【訳文】貿易リスク及び貿易環境の変化の影響に対応するため、関係する人民政府は、必要に応じて世界貿易機関のルール等に適合する貿易調整援助制度を構築し、貿易調整援助の業務を積極的に行い、産業チェーン及びサプライチェーンを安定させることができる。

第9章 対外貿易の促進（第九章 对外贸易促进）

第五十六条

【原文】国家制定对外贸易发展战略，推动对外贸易平衡发展，建立和完善对外贸易促进机制，强化贸易政策与财税、金融、产业等政策协同一致。

【訳文】国は、対外貿易発展戦略を策定し、対外貿易の均衡ある発展を推し進め、対外貿易促進の仕組みを構築し整備し、貿易政策と財政税收、金融、産業等の政策との協調一致を強化する。

第五十七条

【原文】国家根据对外贸易发展的需要，建立和完善为对外贸易服务的金融机构，完善保险保障措施，促进跨境金融服务体系建设。

【訳文】国は、対外貿易の発展の必要に応じて、対外貿易に奉仕する金融機関を設立し整備し、保険による保障措置を整備し、国境を越えた金融サービス体系の構築を促進する。

第五十八条

【原文】国家通过进出口信贷、出口信用保险、出口退税以及其他促进对外贸易的方式，发展对外贸易。

【訳文】国は、輸出入信用貸付、輸出信用保険、輸出還付税その他の対外貿易を促進する方法により、対外貿易を発展させる。

第五十九条

【原文】国家支持和促进跨境电子商务、对外贸易综合服务等对外贸易业态和模式创新发展。国务院对外贸易主管部门应当会同国务院其他有关部门建立健全适应对外贸易新业态、新模式发展需要的政策措施和管理制度。

【訳文】国は、越境電子商取引、対外貿易総合サービス等の対外貿易の業態及び態様の革新的な発展を支援し及び促進する。国務院対外貿易主管部門は、国務院のその他の関係部門と共同して、対外貿易の新たな業態及び態様の発展の必要に適應する政策措置及び管理制度を構築し整備しなければならない。

第六十条

【原文】国家支持对外贸易数字化发展，推动和加强信息技术手段在对外贸易活动中的应用，支持电子提单、电子发票等的使用，推动数字证书、电子签名等国际互认，提升对外贸易数字化、便利化水平。

国家支持和鼓励发展数字贸易，建立健全数字贸易治理体系，完善数字贸易监管举措，推进数字贸易创新发展。

【訳文】国は、対外貿易のデジタル化を支援し、対外貿易活動における情報技術手段の応用を推し進め及び強化し、電子船荷証券、電子インボイス等の使用を支援し、デジタル証明書、電子署名等の国際的な相互承認を推し進め、対外貿易のデジタル化及び円滑化の水準を向上させる。

国は、デジタル貿易の発展を支援し及び奨励し、デジタル貿易のガバナンス体系を構築し整備し、デジタル貿易の監督管理措置を整備し、デジタル貿易の革新的な発展を推進する。

第六十一条

【原文】国家加快建立绿色贸易体系，鼓励绿色低碳产品进出口，推动与绿色贸易有关的产品标准、认证、标识体系建设，加强绿色贸易国际合作。

【訳文】国は、グリーン貿易体系の構築を加速し、グリーン・低炭素の製品の輸出入を奨励し、グリーン貿易に関係する製品の基準、認証及び表示の体系の構築を推し進め、グリーン貿易の国際協力を強化する。

第六十二条

【原文】国家建立对外贸易公共信息服务体系，向对外贸易经营者和其他社会公众提供信息服务。

【訳文】国は、対外貿易公共情報サービス体系を構築し、対外貿易経営者その他の社会公衆に情報サービスを提供する。

第六十三条

【原文】国家鼓励对外贸易经营者开拓国际市场，指导和帮助对外贸易经营者防范和应对风险，采取对外投资、对外劳务合作和对外承包工程等多种形式，发展对外贸易。

国家鼓励金融、法律、会计、知识产权保护等专业服务机构完善服务网络，为对外贸易经营者开拓国际市场、开展业务、应对风险、维护权益等提供高质量专业服务。

【訳文】国は、対外貿易経営者が国際市場を開拓することを奨励し、対外貿易経営者がリスクを防止し及びこれに対応することを指導し及び援助し、対外投資、対外労務協力、対外工事請負等の多様な形式をとって、対外貿易を発展させる。

国は、金融、法律、会計、知的財産権保護等の専門サービス機構がサービス網を整備し、対外貿易経営者が国際市場を開拓し、業務を行い、リスクに対応し、権益を守ること等のために質の高い専門サービスを提供することを奨励する。

第六十四条

【原文】国家支持贸易促进平台提升功能和服务水平，以境内外展会、线上贸易平台等方式帮助对外贸易经营者开展对外贸易。

国家支持和促进多元化、韧性强的国际运输通道体系建设，完善对外贸易物流服务。

【訳文】国は、貿易促進プラットフォームが機能及びサービス水準を向上させ、境内外の展示会、オンライン貿易プラットフォーム等の方法により対外貿易経営者が対外貿易を行うことを援助することを支援する。

国は、多元的で強靱な国際輸送ルート体系の構築を支援し及び促進し、対外貿易の物流サービスを整備する。

第六十五条

【原文】对外贸易经营者可以依法成立和参加有关协会、商会。

有关协会、商会应当遵守法律、行政法规，按照章程对其成员提供与对外贸易有关的生产、营销、信息、培训等方面的服务，发挥协调和自律作用，依法提出有关对外贸易救济措施的申请，维护成员和行业的利益，向政府有关部门反映成员有关对外贸易的建议，开展对外贸易促进活动。

【訳文】対外貿易経営者は、法により関係する協会及び商会を設立し、これに参加することができる。

関係する協会及び商会は、法律及び行政法規を遵守し、定款に従ってその構成員に対し対外貿易に関係する生産、販売、情報、研修等の分野のサービスを提供し、調整及び自主規制の役割を発揮し、法により関係する対外貿易救済措置の申請をし、構成員及び業界の利益を守り、政府の関係部門に対し構成員の対外貿易に関する提案を伝え、対外貿易促進活動を行わなければならない。

第六十六条

【原文】国家建立健全对外贸易纠纷多元化解机制，为对外贸易经营者通过调解、仲裁、诉讼等方式解决纠纷提供公正、高效、便捷的途径。

【訳文】国は、対外貿易紛争の多元的解決の仕組みを構築し整備し、対外貿易経営者が調停、仲裁、訴訟等の方法により紛争を解決するための公正、効率的かつ簡便な経路を提供する。

第六十七条

【原文】中国国际贸易促进组织按照章程开展对外联系，举办展览，提供信息、咨询服务和其他对外贸易促进活动。

【訳文】中国国際貿易促進組織は、定款に従い、対外的な連絡を行い、展示会を開催し、情報及びコンサルティングのサービスその他の対外貿易促進活動を提供する。

第六十八条

【原文】国家扶持和促进中小微企业开展对外贸易，在监管、融资、外汇结算等方面提供便利。

【訳文】国は、中小零細企業が対外貿易を行うことを支援し及び促進し、監督管理、資金調達、外貨決済等の分野において便宜を提供する。

第六十九条

【原文】国家扶持和促进民族自治地方和经济欠发达地区发展对外贸易。

【訳文】国は、民族自治地方及び経済的に発展の遅れた地域が対外貿易を発展させることを支援し及び促進する。

第七十条

【原文】国家支持和促进对外贸易人才队伍建设，培养适应对外贸易发展需要的各类人才，为对外贸易高质量发展提供人才支撑。

【訳文】国は、対外貿易の人材陣の構築を支援し及び促進し、対外貿易の発展の必要に適應する各種の人材を育成し、対外貿易の質の高い発展のために人材面の支えを提供する。

第 10 章 法律責任（第十章 法律责任）

第七十一条

【原文】违反本法第十三条规定，未经授权擅自进出口实行国营贸易管理的货物的，国务院对外贸易主管部门或者国务院其他有关部门可以处五十万元以下罚款；情节严重的，可以自行政处罚决定生效之日起三年内，不予受理违法行为人从事国营贸易管理货物进出口业务的应用，或者撤销已给予其从事其他国营贸易管理货物进出口的授权。

【訳文】この法律第 13 条の規定に違反して、授權を受けずに無断で国営貿易管理を実施する貨物を輸出入した者は、國務院對外貿易主管部門又は國務院のその他の關係部門が 50 万元以下の過料に処することができる。情状が重いときは、行政処罰の決定が効力を生じた日から 3 年以内、違法行為者が国営貿易管理貨物の輸出入業務に従事することの申請を受理せず、又は既に与えたその他の国営貿易管理貨物の輸出入に従事する授權を取り消すことができる。

第七十二条

【原文】违反本法第十七条第三款规定，进出口属于自由进出口的技术未办理合同备案登记的，由国务院对外贸易主管部门责令改正，给予警告；拒不改正的，处五万元以下罚款。

【訳文】この法律第17条第3項の規定に違反して、自由な輸出入に属する技術を輸出入するに当たり契約の届出登記をしなかった者は、国务院对外贸易主管部门が是正を命じ、警告を与える。是正を拒んだときは、5万元以下の過料に処する。

第七十三条

【原文】进出口属于禁止进出口的货物的，或者未经许可擅自进出口属于限制进出口的货物的，由海关依照有关法律、行政法规的规定处理、处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。进出口属于禁止进出口的技术的，或者未经许可擅自进出口属于限制进出口的技术的，或者未执行本法第十八条、第十九条规定的必要措施的，依照有关法律、行政法规的规定处理、处罚；法律、行政法规没有规定的，由国务院对外贸易主管部门责令改正，没收违法所得，违法所得五十万元以上的，处违法所得一倍以上五倍以下罚款，没有违法所得或者违法所得不足五十万元的，处五十万元以下罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

自前两款规定的行政处罚决定生效之日或者刑事处罚判决生效之日起，国务院对外贸易主管部门或者国务院其他有关部门可以在三年内不受理违法行为人提出的进出口配额或者许可证的申请，或者禁止违法行为人在一年以上三年以下的期限内从事有关货物或者技术进出口活动。

【訳文】輸出入が禁止される貨物を輸出入し、又は許可を得ずに無断で輸出入が制限される貨物を輸出入した者は、税関が関係法律及び行政法規の規定により処理し、処罰する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

輸出入が禁止される技術を輸出入し、許可を得ずに無断で輸出入が制限される技術を輸出入し、又はこの法律第18条若しくは第19条に定める必要な措置を執行しなかった者は、関係法律及び行政法規の規定により処理し、処罰する。法律及び行政法規に定めがないときは、国务院对外贸易主管部门が是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得が50万元以上であるときは違法所得の1倍以上5倍以下の過料に処し、違法所得がないとき又は違法所得が50万元に満たないときは50万元以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

前2項に定める行政处罚の決定が効力を生じた日又は刑事处罚の判決が効力を生じた日から、国务院对外贸易主管部门又は国务院のその他の関係部門は、3年以内、違法行為者が提出した輸出入割当又は許可証の申請を受理せず、又は違法行為者が1年以上3年以下の期間、関係する貨物若しくは技術の輸出入活動に従事することを禁止することができる。

第七十四条

【原文】从事属于禁止的国际服务贸易的，或者未经许可擅自从事属于限制的国际服务贸易的，或者未执行本法第二十九条、第三十条规定的必要措施的，依照有关法律、行政法规的规定处理、处罚；法律、行政法规没有规定的，由国务院对外贸易主管部门责令改正，没收违法所得，违法所得五十万元以上的，处违法所得一倍以上五倍以下罚款，没有违法所得或者违法所得不足五十万元的，处五十万元以下罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

国务院对外贸易主管部门可以禁止违法行为人自前款规定的行政处罚决定生效之日或者刑事处罚判决生效之日起一年以上三年以下的期限内从事有关国际服务贸易活动。

【訳文】禁止される国際サービス貿易に従事し、許可を得ずに無断で制限される国際サービス貿易に従事し、又はこの法律第 29 条若しくは第 30 条に定める必要な措置を執行しなかった者は、関係法律及び行政法規の規定により処理し、処罰する。法律及び行政法規に定めがないときは、国务院对外贸易主管部门が是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得が 50 万元以上であるときは違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処し、違法所得がないとき又は違法所得が 50 万元に満たないときは 50 万元以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

国务院对外贸易主管部门は、違法行為者が、前項に定める行政処罰の決定が効力を生じた日又は刑事処罰の判決が効力を生じた日から 1 年以上 3 年以下の期間、関係する国際サービス貿易活動に従事することを禁止することができる。

第七十五条

【原文】违反本法第三十七条规定，依照有关法律、行政法规的规定处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

国务院对外贸易主管部门可以禁止违法行为人自前款规定的行政处罚决定生效之日或者刑事处罚判决生效之日起一年以上三年以下的期限内从事有关对外贸易活动。

【訳文】この法律第 37 条の規定に違反した者は、関係法律及び行政法規の規定により処罰する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

国务院对外贸易主管部门は、違法行為者が、前項に定める行政処罰の決定が効力を生じた日又は刑事処罰の判決が効力を生じた日から 1 年以上 3 年以下の期間、関係する対外貿易活動に従事することを禁止することができる。

第七十六条

【原文】违反本法第四十条规定，与相关境外个人、组织进行对外贸易活动或者提供代理、货运、寄递、报关、仓储、第三方交易平台服务等支持、协助、便利的，依照有关法律、行政法规、部门规章的规定处理、处罚；法律、行政法规、部门规章没有规定的，由国务院对外贸易主管部门责令改正，没收违法所得，违法所得五十万元以上的，处违法所得一倍以上五倍以下

罰款，没有违法所得或者违法所得不足五十万元的，处五十万元以下罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

国务院对外贸易主管部门可以禁止违法行为人自前款规定的行政处罚决定生效之日或者刑事处罚判决生效之日起一年以上五年以下的期限内从事有关对外贸易活动。

【訳文】この法律第 40 条の規定に違反して、関係する境外の個人若しくは組織と対外貿易活動を行い、又は代理、貨物運送、郵送・配送、通関申告、倉庫保管、第三者取引プラットフォームサービス等の支援、協力若しくは便宜を提供した者は、関係法律、行政法規及び部門規則の規定により処理し、処罰する。法律、行政法規及び部門規則に定めがないときは、国务院対外貿易主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得が 50 万元以上であるときは違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処し、違法所得がないとき又は違法所得が 50 万元に満たないときは 50 万元以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

国务院対外貿易主管部門は、違法行為者が、前項に定める行政処罰の決定が効力を生じた日又は刑事処罰の判決が効力を生じた日から 1 年以上 5 年以下の期間、関係する対外貿易活動に従事することを禁止することができる。

第七十七条

【原文】依照本法第四十条第一款、第七十三条至第七十六条规定被禁止从事有关对外贸易活动的，在禁止期限内，海关根据有关禁止决定不予办理有关进出口货物报关验放手续，中国人民银行、外汇管理部门、金融机构根据有关禁止决定不予办理有关结汇、售汇手续和收汇、付汇、跨境人民币结算等资金收付手续。

【訳文】この法律第 40 条第 1 項及び第 73 条から第 76 条までの規定により関係する対外貿易活動に従事することを禁止された者については、禁止期間内、税関は、関係する禁止の決定に基づき、関係する輸出入貨物の通関申告並びに検査及び通関の手続を取り扱わず、中国人民银行、外貨管理部門及び金融機関は、関係する禁止の決定に基づき、関係する外貨の買取及び売渡の手続並びに外貨の受領、外貨の支払、クロスボーダー人民元決済等の資金の受払いの手続を取り扱わない。

第七十八条

【原文】依照本法负责对外贸易管理工作的部门的工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊或者泄露、非法向他人提供所知悉的国家秘密、工作秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

依照本法负责对外贸易管理工作的部门的工作人员利用职务上的便利，索取他人财物，或者非法收受他人财物，为他人谋取利益的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律により対外貿易管理の業務に責任を負う部門の職員が、職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を行い、又は知り得た国家秘密、業務上の秘密、営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を漏洩し若しくは不法に他人に提供したときは、法により処分を与える。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

この法律により対外貿易管理の業務に責任を負う部門の職員が、職務上の便宜を利用して、他人に財物を要求し、又は他人の財物を不法に収受して他人のために利益を図ったときは、法により処分を与える。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第七十九条

【原文】对外贸易活动当事人对依照本法负责对外贸易管理工作的部门作出的行政行为不服的，可以依法申请行政复议或者向人民法院提起行政诉讼。

【訳文】対外貿易活動の当事者は、この法律により対外貿易管理の業務に責任を負う部門がした行政行為に不服があるときは、法により行政不服審査を申し立て、又は人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第 11 章 附則（第十一章 附 則）

第八十条

【原文】与两用物项、军品、裂变和聚变物质或者衍生此类物质的物质以及其他与维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务相关的货物、技术、服务等物项有关的对外贸易管理，以及文化产品的进出口管理，法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

【訳文】軍民両用品目、軍需品、核分裂性及び核融合性の物質又はこれらの物質を派生させる物質その他国家の安全及び利益の維持並びに不拡散等の国際義務の履行に関連する貨物、技術、サービス等の品目に関係する対外貿易管理並びに文化製品の輸出入管理について、法律又は行政法規に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第八十一条

【原文】国家对边境地区与接壤国家边境地区之间的贸易以及边民互市贸易，采取灵活措施，给予优惠和便利。具体办法由国务院或者国务院授权的有关部门规定。

【訳文】国は、辺境地区と隣接国の辺境地区との間の貿易及び辺境住民の互市貿易について、柔軟な措置をとり、優遇及び便宜を与える。具体的な弁法は、國務院又は國務院の授權を受けた関係部門が定める。

第八十二条

【原文】 中华人民共和国の单独关税区不适用本法。

【訳文】 中華人民共和国の独立関税地域には、この法律を適用しない。

第八十三条

【原文】 本法自 2026 年 3 月 1 日起施行。

【訳文】 この法律は、2026 年 3 月 1 日から施行する。